

昭和二十二年八月二十二日  
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆甲第八二号

昭和二十二年八月二十二日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

衆議院議員加藤静雄君提出法文の用語に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤靜雄君提出法文の用語に関する質問に対する答弁書

一、政府としても「尊属」「卑属」という用語の可否に疑問を持っている。適当な用語があれば此の次の民法の大改正の機会に改めよう。

二、正当の婚姻によつて生れた子と、然らざる子とは、その氏の定め方、親権者の定め方等について別々の規定が要るので、或る程度呼び方に區別を設けるのは立法技術上避け難いことであるが、「嫡出子」の語が適当かどうかは、將來民法の本格的改正をする迄に充分に研究したい。